

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年3月24日（平成27年（行情）諮問第183号）

答申日：平成29年3月24日（平成28年度（行情）答申第815号）

事件名：「次期陸長（案）研究」研究成果について（報告）」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「次期陸長（案）研究」に関して「行政文書ファイル等」（防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号））に綴られた文書の全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次の5文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

文書1 研本般命第15号（22.6.11）「次期陸長（案）研究」研本MM実施に関する研究本部一般命令

文書2 研本研第58号（22.7.9）「次期陸長（案）研究」研究部長等勉強会の実施に関する研究本部一般命令

文書3 研本般命第17号（22.7.21）「次期陸長（案）研究」全体MM実施に関する研究本部一般命令

文書4 研本般命第31号（22.10.22）「次期陸長（案）研究」検証MM実施に関する研究本部一般命令

文書5 研本研第21号（24.3.15）「次期陸長（案）研究」研究成果について」（原議書及びかがみを除く。）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年9月30日付け防官文第14387号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）本件対象文書の本来の電磁的記録形式を特定し明示するとともに、当該形式による複写の交付を求める。

- (2) 本件対象文書の電磁的記録に履歴情報等が残されている場合があるので、これについても特定を求める。
- (3) 複写の交付について、本件対象文書の全ての内容が複写されたものであるかの確認を求める。

交付された本件対象文書の複写には、文字化け、文字が切れている、枠線が消えているなどの情報が欠落している部分があったので、その部分を資料として提出する（本答申では省略）。
- (4) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、これについても開示・不開示の判断を求める。
- (5) 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、「研本般命第15号（22.6.11）「次期陸長（案）研究」研本MM実施に関する研究本部一般命令」、 「研本研第58号（22.7.9）「次期陸長（案）研究」研究部長等勉強会の実施に関する研究本部一般命令」、 「研本般命第17号（22.7.21）「次期陸長（案）研究」全体MM実施に関する研究本部一般命令」、 「研本般命第31号（22.10.22）「次期陸長（案）研究」検証MM実施に関する研究本部一般命令」及び「研本研第21号（24.3.15）「次期陸長（案）研究」研究成果について」」を特定した。

開示決定等に当たっては、法11条の規定を適用して開示決定等の期限を平成26年9月30日まで延長し、まず平成25年12月25日付け防官文第17127号により、「研本研第21号（24.3.15）「次期陸長（案）研究」研究成果について」の原議書及びかがみについて、法9条1項の規定に基づく開示決定を行い、残余の部分（本件対象文書）について、その一部が法5条3号の不開示情報に該当することから、平成26年9月30日付け防官文第14387号により当該部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は別紙1のとおりである。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「本件開示決定通知書では電磁的記録形式の特定明示

が行われておらず、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」が特定されたのか不明である。そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の電磁的記録形式の特定明示を行うと共に、その電磁的記録形式での複写の交付を求める。」として、本件対象文書の本来の電磁的記録形式の特定明示を求めるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報を特定しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、本件対象文書の履歴情報を特定することはしていない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるとともに、「処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに「本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける」複写の交付は、法に反する」として、当該情報についても開示・不開示の判断を求めるが、異議申立てがあった時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙1のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年3月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月9日 審議
- ④ 同月28日 異議申立人から意見書1ないし3及び資料を收受
- ⑤ 平成29年2月8日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年3月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定した上で、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書の本来の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが適当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書のうち、文書5の別冊及び別添書類はPDFファイル形式の電磁的記録により保有し、それ以外の部分は紙媒体とPDFファイル形式の電磁的記録により保有している。

イ 文書5の別冊及び別添書類については、容量が膨大であり、かつ原稿である電磁的記録の保存の必要がないため、保管及び送付の利便性等の観点から、原稿である電磁的記録をデータ容量が少なく改ざんの難しいPDFファイルに変換した上で、当該PDFファイル形式の電磁的記録のみを保有し、原稿である電磁的記録は廃棄している。

ウ 本件対象文書のうち文書5の別冊及び別添書類を除く部分については、紙媒体のほか、当該紙媒体をスキャナにより読み取ったPDFファイル形式の電磁的記録で保有しているものであり、原稿である電磁的記録は保存の必要がないため廃棄している。

(2) そこで検討すると、データ容量が少なく改ざんが難しいPDFファイルに変換した上で、原稿である電磁的記録を廃棄したなどとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点はなく、ほかに電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書についてPDFファイル形式以外の電磁的記録を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 陸上自衛隊の防衛構想に係る研究に関する情報

別紙1の1ないし3及び4(1)ないし(51)に掲げる部分((3)の2-8及び45頁の一部、(4)の2-6頁の一部、(35)の4及び5頁の一部並びに(47)の11, 16, 22及び28頁の一部を除く。)には、陸上自衛隊の防衛構想に係る研究に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分のうち別紙 2 に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、当時の安全保障情勢の見積りや防衛構想の詳細等が明らかになり、防衛構想に係る研究の具体的要領、防衛力の現状、関心の方向性等が推察され、陸上自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別紙 2 に掲げる部分は、国内情勢に関する一般的な記載にすぎず、これを公にしても、陸上自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないので、法 5 条 3 号に該当せず、開示すべきである。

(2) 陸上自衛隊の防衛の計画に関する情報

別紙 1 の 4 (3) の 2 - 8 及び 4 5 頁の一部、(4) の 2 - 6 頁の一部、(35) の 4 及び 5 頁の一部並びに (47) の 11, 16, 22 及び 28 頁の一部には、陸上自衛隊の防衛の計画に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛体制等が推察され、陸上自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が、防衛省において本件対象文書の PDF ファイル形式以外の電磁的記録を保有していないとしていることは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙 2 に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙 2 に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 4 部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙 1（原処分において不開示とした部分及び理由）

1 文書 1

不開示とした部分	不開示とした理由
2 及び 4 頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究に関する情報であり，これを公にすることにより，我が国の防衛構想に係る研究の具体的要領，関心の方向性が推察され，陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法 5 条 3 号に該当する。

2 文書 3

不開示とした部分	不開示とした理由
2 及び 4 頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究に関する情報であり，これを公にすることにより，我が国の防衛構想に係る研究の具体的要領，関心の方向性が推察され，陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法 5 条 3 号に該当する。

3 文書 4

不開示とした部分	不開示とした理由
2 枚目一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究に関する情報であり，これを公にすることにより，我が国の防衛構想に係る研究の具体的要領，関心の方向性が推察され，陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法 5 条 3 号に該当する。

4 文書 5

(1) 別紙第 1 「研究要報」

不開示とした部分	不開示とした理由
1 及び 2 枚目の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究に関する情報であり，これを公にすることにより，我が国の防衛構想に係る研究の具体的要領，関心の方向性が推察され，陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法 5 条 3 号に該当

	する。
--	-----

(2) 別紙第2「次期陸長(案)研究成果」

不開示とした部分	不開示とした理由
1枚目の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛構想に係る研究の具体的要領、関心の方向性が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(3) 別冊「次期陸上自衛隊長期防衛見積り(案)」

不開示とした部分	不開示とした理由
はじめに及び目次の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究に関する情報であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。
1-1及び2頁の一部	
2-1, 2, 4~18, 21~39, 41~44及び46~86頁の一部	
3-1~24頁の一部	
4-1~5頁の一部	
5-1~32頁の一部	
6-1~47頁の一部	
7-1~230頁の一部	
8-1~3頁の一部	
9-1~10頁の一部	
2-8及び45頁の一部	陸上自衛隊の防衛に関する計画の情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の防衛体制等が推察され、効果的な任務遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法5条3号に該当する。

(4) 別冊「時期陸上自衛隊長期防衛見積り(案)ー別紙綴りー」

不開示とした部分	不開示とした理由

1-1及び2頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究に関する情報であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。
2-1, 2, 20~26, 29及び30頁の一部	
3-1~9頁の一部	
4-1~7頁の一部	
5-1~69頁の一部	
6-1~183頁の一部	
7-1~1841頁の一部	
8-1頁の一部	
9-1~7頁の一部	
2-6頁の一部	陸上自衛隊の防衛に関する計画の情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の防衛体制等が推察され、効果的な任務遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法5条3号に該当する。

(5) 付録第1「事態別任務遂行要領「着上陸侵攻事態対処（本土）」」

不開示とした部分	不開示とした理由
1~43頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究に関する情報であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(6) 付録第1属録第1「事態別任務遂行要領「着上陸侵攻事態対処（本土）別紙綴り」」

不開示とした部分	不開示とした理由
1~25頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから

	法5条3号に該当する。
--	-------------

(7) 付録第1属録第2「事態別任務遂行要領「着上陸侵攻事態対処（本土）機能別（職種）運用」」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～65頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(8) 付録第1属録第3「事態別任務遂行要領「着上陸侵攻事態対処（本土）」」

不開示とした部分	不開示とした理由
目次及び1～105頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(9) 付録第1属録第4「事態別任務遂行要領「着上陸侵攻事態対処（本土）必要な機能別紙綴り（運用構想図）」」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～36頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(10) 付録第1属録第5「参考資料1 着上陸侵攻事態対処（本土）統合対艦攻撃における任務遂行要領」

不開示とした部分	不開示とした理由
----------	----------

1～60頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。
----------	---

(11) 付録第1属録第6「参考資料2 着上陸侵攻事態対処（本土）統合運用における防空作戦の任務遂行要領」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～18及び20～35頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(12) 付録第1属録第7「参考資料3 着上陸侵攻事態対処（本土）運用解析」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～18頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(13) 付録第2「事態別任務遂行要領「着上陸侵攻事態対処（島しょ）」」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～57頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから

	法5条3号に該当する。
--	-------------

- (14) 付録第2属録第1「事態別任務遂行要領「着上陸侵攻事態対処（島しょ）」別紙綴り」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～34頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

- (15) 付録第2属録第2「事態別任務遂行要領「着上陸侵攻事態対処（島しょ）」機能別（職種）運用」

不開示とした部分	不開示とした理由
目次及び2～60頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

- (16) 付録第2属録第3「事態別任務遂行要領「着上陸侵攻事態対処（島しょ）」」

不開示とした部分	不開示とした理由
目次及び1～154頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

- (17) 付録第2属録第4「事態別任務遂行要領「着上陸侵攻事態対処（島しょ）」必要な機能別紙綴り（運用構想図）」

不開示とした部分	不開示とした理由

1～56頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。
----------	---

(18) 付録第2属録第5「事態別任務遂行要領「着上陸侵攻事態対処（島しょ）」運用解析」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～24頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(19) 付録第3「事態別任務遂行要領「ゲリラ・コマンドウ攻事態対処」」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～28頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(20) 付録第3属録第1「事態別任務遂行要領「ゲリラ・コマンドウ攻事態対処」別紙綴り」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～18及び44～53頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから

	法 5 条 3 号に該当する。
--	-----------------

(2 1) 付録第 3 属録第 2 「事態別任務遂行要領「ゲリラ・コマンドウ攻事態対処」機能別（職種）運用」

不開示とした部分	不開示とした理由
2～51 頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法 5 条 3 号に該当する。

(2 2) 付録第 3 属録第 3 「事態別任務遂行要領「ゲリラ・コマンドウ攻事態対処」」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～16 及び 18～30 頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法 5 条 3 号に該当する。

(2 3) 付録第 3 属録第 4 「事態別任務遂行要領「ゲリラ・コマンドウ攻事態対処」必要な機能別紙綴り（運用構想図）」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～19 頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法 5 条 3 号に該当する。

(2 4) 付録第 4 「事態別任務遂行要領「国際平和協力活動」」

不開示とした部分	不開示とした理由

1～37頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。
----------	---

(25) 付録第4属録第1「事態別任務遂行要領「国際平和協力活動」別紙綴り」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～18及び20～47頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(26) 付録第4属録第2「事態別任務遂行要領「国際平和協力活動」機能別(職種)運用」

不開示とした部分	不開示とした理由
2～50頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(27) 付録第4属録第3「事態別任務遂行要領「国際平和協力活動」」

不開示とした部分	不開示とした理由
目次、2～28、30、31及び33～38頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから

	法5条3号に該当する。
--	-------------

(28) 付録第4属録第4「事態別任務遂行要領「国際平和協力活動」必要な機能別紙綴り（運用構想図）」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～28頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(29) 付録第5「事態別任務遂行要領「弾道ミサイル・巡航ミサイル攻撃事態対処」」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～10頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(30) 付録第5属録「事態別任務遂行要領「弾道ミサイル・巡航ミサイル攻撃事態対処」別紙綴り」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～5及び8～28頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(31) 付録第6「事態別任務遂行要領「サイバー攻撃事態対処」」

不開示とした部分	不開示とした理由

1～15頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。
----------	---

(32) 付録第6属録「事態別任務遂行要領「サイバー攻撃事態対処」別紙綴り」

不開示とした部分	不開示とした理由
2～15頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(33) 付録第7「事態別任務遂行要領「テロ攻撃事態対処」」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～10頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(34) 付録第7属録第1「事態別任務遂行要領「テロ攻撃事態対処」別紙綴り」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～24頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから

	法 5 条 3 号に該当する。
--	-----------------

(35) 付録第 7 属録 2 「事態別任務遂行要領「テロ攻撃事態対処」参考資料綴り」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～3, 6～10 及び 14 頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法 5 条 3 号に該当する。
4 及び 5 頁の一部	陸上自衛隊の防衛に関する計画の情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の防衛体制等が推察され、効果的な任務遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法 5 条 3 号に該当する。

(36) 付録第 8 「事態別任務遂行要領「大量避難民事態対処」」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～5 頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法 5 条 3 号に該当する。

(37) 付録第 8 属録 「事態別任務遂行要領「大量避難民事態対処」別紙綴り」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～9 頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法 5 条 3 号に該当する。

(38) 付録第9「事態別任務遂行要領「在外邦人等の輸送」」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～5頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(39) 付録第9属録「事態別任務遂行要領「在外邦人等の輸送」別紙綴り」

不開示とした部分	不開示とした理由
4～11頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(40) 付録第10「事態別任務遂行要領「在外公館等警備」」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～6頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(41) 付録第10属録「事態別任務遂行要領「在外公館等警備」別紙綴り」

不開示とした部分	不開示とした理由
2～12頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては

	我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。
--	----------------------------------

(42) 付録第11「事態別任務遂行要領「大規模災害事態対処」」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～28頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(43) 付録第11属録「事態別任務遂行要領「大規模災害事態対処」別紙綴り」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～4, 7～22, 25～37及び40～50頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(44) 付録第12「特殊作戦(群)用装備体系」

不開示とした部分	不開示とした理由
表紙, 1～7及び10～23頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(45) 付録第12属録第1「「特殊作戦(群)用装備体系」別紙綴り」

不開示とした部分	不開示とした理由
表紙及び1～84頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見

	積，防衛構想等の詳細が明らかになり，防衛力の現状，運用要領等が推察され，陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。
--	---

(46) 付録第12属録第2「特殊作戦(群)用装備体系」参考資料綴り(装備概要書)」

不開示とした部分	不開示とした理由
表紙及び1～53頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり，これを公にすることにより，作成当時の情勢見積，防衛構想等の詳細が明らかになり，防衛力の現状，運用要領等が推察され，陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(47) 別添第1「用語集」

不開示とした部分	不開示とした理由
11, 16, 22及び28頁の一部	陸上自衛隊の防衛に関する計画の情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の防衛体制等が推察され，効果的な任務遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法5条3号に該当する。
10, 11, 13～17, 19, 21, 22, 24～26, 28～31, 33及び37頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり，これを公にすることにより，作成当時の情勢見積，防衛構想等の詳細が明らかになり，防衛力の現状，運用要領等が推察され，陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(48) 別添第2「****(*)****」

不開示とした部分	不開示とした理由
表紙及び1～67頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり，これを公にすることにより，作成当時の情勢見積，防衛構想等の詳細が明らかになり，防衛力の現状，運用要領等が推察され，陸上自衛隊の

	効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。
--	---

※ 「*」は、標題の一部が開示とされている部分である。

(49) 別添第3「国土防衛作戦等の特性を踏まえた「民事」の検討」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～4, 7～15及び25～27頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(50) 別添第4「着上陸侵攻事態（島しょ）等に係わる検討の具体化」

不開示とした部分	不開示とした理由
1～31頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。

(51) 参考資料「次期陸上自衛隊長期防衛見積り（案）－参考資料綴り－」

不開示とした部分	不開示とした理由
6-1～83, 86, 87, 89～102, 104～110及び112～120頁の一部	陸上自衛隊の防衛構想に係る研究内容であり、これを公にすることにより、作成当時の情勢見積、防衛構想等の詳細が明らかになり、防衛力の現状、運用要領等が推察され、陸上自衛隊の効率的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから法5条3号に該当する。
7-1～527頁の一部	
8-1～12頁の一部	
9-1～10頁の一部	

別紙 2（開示すべき部分）

文書 5 別冊「次期陸上自衛隊長期防衛見積り（案）」

ページ	開示すべき部分
2-34 ページ	「ア 全般」の 8 行目 35 文字目ないし 16 行目末尾
	「イ 政治」の 5 行目冒頭ないし 7 行目 20 文字目及び同行 25 文字目ないし 9 行目末尾
2-35 ページ	1 行目ないし 8 行目
	「ウ 外交」の 1 行目 1 文字目ないし 5 文字目、同行 10 文字目ないし 31 文字目及び同行 33 文字目ないし 10 行目末尾
	「オ 経済」の 5 行目 29 文字目ないし 36 文字目
2-36 ページ	1 行目冒頭ないし 18 行目 26 文字目及び同行 28 文字目ないし 20 行目末尾
2-37 ページ	9 行目ないし 11 行目